

2019年5月13日

債権者各位

東京都練馬区大泉学園町七丁目24番14号
株式会社セコニック
代表取締役社長 馬場 芳彦

吸収合併公告

当社（乙）は、2019年7月1日を効力発生日として、株式会社セコニックホールディングス（甲、住所：東京都世田谷区池尻三丁目1番3号）を吸収合併存続会社とし、乙および株式会社セコニック通商（丙、住所：東京都世田谷区池尻三丁目1番3号）を吸収合併消滅会社としてする吸収合併を行うことにいたしましたので、会社法第789条の規定にもとづき公告いたします。

この合併により、甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し、乙および丙は解散することになります。

この合併に対し異議がございましたら、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（乙）<https://www.sekonics.co.jp/>

（丙）掲載紙 官報

掲載の日付 平成30年6月29日

掲載頁 56頁（号外第142号）

以上